

公立大学法人下関市立大学倫理公平委員会規程

令和2年9月25日

規程第68号

改正 令和3年3月31日規程第44号
令和3年9月29日規程第53号
令和5年3月22日規程第18号

(趣旨)

第1条 この規程は、学生及び教職員のハラスメントをはじめとした第三者によって心身の健康が阻害されていると思われる事案（以下「事案」という。）に関し、相談対応及びカウンセリング並びに助言を行った結果、調整、調停、仮の措置及び調査等の措置が必要なものに対して、迅速かつ適切に対応し、解決を図ることを目的として設置される倫理公平委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 事案の解決に向けて、調整、調停、仮の措置及び調査等を行うこと。
- (2) 事案の事実確認及び認定に関すること。
- (3) 事案の概要及び経過に関し、理事長及び学長（以下「理事長等」という。）に適切に報告すること。
- (4) 事案の解決に必要な対策及び措置に関し、理事長等に提案すること。
- (5) ハラスメント等を受けた者の救済措置に関して、理事長等に提案すること。
- (6) 事案に関する情報を管理し、必要に応じて公表すること。
- (7) ハラスメント等の防止、排除及び環境改善のためにとるべき措置を講じること。
- (8) その他事案の当事者の人権の擁護に関すること。

2 委員会は、前項に規定する業務の実施において、下関市立大学相談支援センターと適切に連携し、協力して対応することができる。

(組織)

第3条 委員会の委員は、事案ごとに、専門的知見を有する者の中から学長の意見を聴いて、理事長が任命する。

- 2 委員の数は、一の事案について5名以上とする。
- 3 委員は、複数の事案の委員を兼ねることを妨げない。
- 4 委員の任期は、当該事案に係る任務が終了するまでとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の中から理事長が指名する。

- 2 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議において議決を要するときは、議長を含む出席した委員の半数をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が特に必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(議事録)

第7条 委員長は、会議の議事について議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、関係する書類とともに、公立大学法人下関市立大学文書取扱規程（平成19年規程第18号）に基づき、保管しなければならない。

第8条 削除

(配慮義務及び守秘義務)

第9条 この規程に定める手続きに関与する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 全ての関係者の名誉及びプライバシーなどの人格権を侵害することのないよう十分に配慮し、尊重すること。

(2) 業務の遂行上必要があると認められる場合を除き、職務上で知り得た秘密を任期中及び任期の終了後において漏洩しないこと。

(3) 公平かつ公正な立場で任務を行うこと。

(読替適用)

第10条 第2条中「理事長及び学長（以下「理事長等」という。）に」及び「理事長等に」とあるのは、事案の被申立人が理事長である場合には「学長に」と、事案の行為者が学長である場合には「理事長に」と読み替えて適用するものとする。

(事務)

第11条 この規程に関する庶務は、総務部人事課においてこれを行う。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、ハラスメント等の防止及び事案の解決に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和2年9月25日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規程第44号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月29日規程第53号）

この規程は、令和3年9月29日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 22 日規程第 18 号）
この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。